



## 2 耐震化の現状と目標

耐震化の現状やこれまでの本町の取組み等を踏まえ、耐震化率の目標（平成 37 年度）を以下のように定めます。また、減災に関する幅広い対策を施された住宅（減災化住宅）の割合を平成 37 年に 97%とする目標を設定しています。

※減災化住宅とは、耐震シェルター、感震ブレーカー、家具の転倒防止等、減災に関する幅広い対策を施された住宅のこと。ここで、耐震シェルターとは、住宅の居室内に強固な構造物を設置することで、地震によって住宅が倒壊しても安全な空間を確保するものを指します。

### ■住宅の耐震化率

現状（平成 29 年度）  
耐震化率：84.4%



目標（平成 37 年度）  
耐震化率：95%  
減災化住宅の割合：97%

## 3 耐震化促進に向けた基本的な取組方針

大地震による災害から生命や財産を守るためには、まず住宅・建築物の所有者自らが主体的にかつ積極的に耐震化に取り組むことが極めて重要です。行政としては、地域特性や緊急性、公益性を十分に考慮しながら、適切な連携・役割分担の下に、情報提供や環境整備など、住宅・建築物の耐震化の阻害要因となっている課題を解消又は軽減する施策を推進します。

- 精華町の地域特性を踏まえた取組の推進
- 緊急性や公益性に配慮した取組の推進
- 適切な役割分担による取組の推進

## 4 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

### ■耐震診断の支援策

本町では平成 18 年度より京都府の補助制度を活用して、「精華町木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施しています。昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅の所有者もしくは居住者について、京都府に登録された木造住宅耐震診断士を派遣しています。

表 耐震診断事業の実績（件数）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
耐震診断	12	10	6	4	9	11	15	23	17	10	15	10	142

## ■ 耐震改修の支援策

木造住宅の耐震化を促進するため、平成 22 年度より京都府の補助制度を活用して、「精華町木造住宅耐震改修等事業費補助事業」を実施しています。また、住宅の安全性の向上を目的として、平成 25 年度からは簡易耐震改修についても補助制度を実施しています。減災化の推進に関しても、居住内に安全な空間を確保する「耐震シェルターの設置」について補助制度等を活用して、さらに住宅の減災化を図ります。

今後も木造住宅の耐震化の促進を図るため、さらなる活用の促進を図ります。

表 耐震改修事業の実績（件数）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
耐震改修	—	—	—	—	2	3	2	4	6	3	4	3	27
簡易改修	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1

## 5 耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策の概要

### ■ 安心して耐震改修を行うことができる環境整備の取組

- 専門家の活用
- 事業者等の情報を入手しやすい仕組みづくり

### ■ 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組

- ハザードマップの公表
- 各地域における耐震化の普及
- 相談体制の充実
- 広報誌等の活用
- リフォームにあわせた耐震改修の誘導

## ■ 建築物の総合的な安全対策に関する取組

- 減災化住宅の推進
- エレベーター等の地震防災対策の推進
- 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策
- ブロック塀の安全対策
- 宅地の安全対策
- 平成12年度までに着工した木造住宅の安全性の向上

## ■ その他耐震化の促進に必要な事項

- 建築物耐震改修促進計画の推進
- 国・府等との連携

精華町建築物耐震改修促進計画 概要版

精華町 事業部 都市整備課

TEL:0774-95-1902 FAX:0774-95-3973

Email:toshi@town.seika.lg.jp